

第十四号

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年六月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十四年徳島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号に次のように加える。

へ 暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するために行う保護対策の作業（イからホまでに掲げる作業を除く。）

第三条第二項第四号中「及びホ」を「からへまで」に改める。

附則第二項第一号中「、同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定に基づく警戒区域」を「帰還困難区域」に改め、同項第二号中「、居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行う」を「居住制限区域に設定する」に改め、同項第三号を削る。

附則第三項第一号中「一万円（心身に著しい負担を与えると本部長が認める作業に従事した場合にあっては、二万円）」を「六千六百円」に改め、同項第二号中「二千円」を「千三百三十円」に改め、同項第三号中「五千円」を「三千三百円」に改め、同項第四号中「千円」を「六百六十円」に改め、同項第五号を削る。

附則第五項を附則第七項とする。

附則第四項中「おいて、」の下に「附則第三項各号及び」を加え、「のうち手当」を「に係る手当の額が同額のとときにあっては当該手当のいずれか一の手当、当該二以上の作業に係る手当の額が異なるとときにあっては当該手当」に、「に係る手当」を「（その額が同額の場合にあっては、その手当のいずれか一の手当）」に改め、同項を附則第六項とし、附則第三項の次に次の二項を加える。

4 附則第二項に定めるもののほか、警察職員が東日本大震災に対処するため次に掲げる作業に従事したときは、当分の間、災害警備等手当を支給する。

- 一 原子力災害対策本部長指示により原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二十二号）第六十三条第一項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域において行う作業（附則第二項各号に掲げるもの及び原子力災害対策本部長指示により避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。）
- 二 原子力災害対策本部長指示により居住者等が避難のための立退き又は避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域において行う作業（附則第二項各号及び前号に掲げるもの並びに原子力災害対策本部長指示により避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。）
- 5 前項の規定により支給する災害警備等手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 前項第一号に掲げる作業のうち屋外において行うもの 六千六百円
 - 二 前項第一号に掲げる作業のうち屋内において行うもの 千三百三十円
 - 三 前項第二号に掲げる作業のうち屋外において行うもの 五千円
 - 四 前項第二号に掲げる作業のうち屋内において行うもの 千円

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の附則第二項から第六項までの規定（以下「改正後の規定」という。）は、平成二十四年四月十六日からこの条例の施行の日の前日までの間において、警察職員が原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二十条第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示により帰還困難区域に設定することとされた区域において行った作業であつて、改正後の規定を適用したとするならば改正後の附則第三項第一号に掲げる作業に該当することとなるもの（同一の日において、改正後の規定を適用したとするならば改正後の附則第五項第一号に掲げる作業に該当することとなるもの（同一の日において、改正後の規定を適用したとするならば改正後の附則第三項第二号に掲げる作業に該当することとなるもの（同一の日において、改正後の規定を適用したとするならば改正後の附則第三項第一号に掲げる作業に該当することとなるもの（同一の日において、改正後の規定を適用したとするならば改正後の附則第三項第一号若しくは第三号又は附則第五項第一号から第三号までに掲げる作業に該当することとなるもの）を除く。）））を行つた場合を除く。）を行つた場合についても適用する。

提案理由

他の都道府県との均衡等を考慮し、犯罪捜査作業手当の支給対象となる作業に警察職員が暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するために行う保護対策の作業を追加するとともに、東日本大震災に対処するための災害警備等手当の特例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。